

旅行取引条件及び旅行条件

この旅行は株式会社エリスタが企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は、当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。下記は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部になります。

[1]お申込み

1. お申込みの際には、所定の申込書の提出（もしくは弊社ウェブサイト上の予約フォーム経由でのお申込み）と旅行代金のお支払いが必要です。（2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、1項の旅行代金を当社が受理したときに成立いたします。
2. 旅行代金は、当社が指定する期日までにお支払いください。
3. 心身に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、特別な医療機器や身体機能の補装具等を携行・使用される方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。ただし、該当するお客様には医師の診断書、健康診断書等をご提出いただく場合があります。また、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、介助者・同伴者の同行等を条件とする場合や、日程の一部変更又はご負担の少ない他の旅行をお勧めする場合があります。お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
4. お申込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書等が必要となります。15歳未満もしくは中学生以下の方は成人同伴者のご参加を条件とさせていただきます。
5. 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申し込みをお断りする場合があります。
6. お客様のご都合により行程から（一時）離団される場合は、事前に当社又は現地ガイドまで、その旨及び復帰の有無や予定日時等の連絡が必要です。なお、離団はお客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。※その他、当社の業務上の都合があるとき、当社は企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

[2]旅行代金に含まれるもの

- ・旅行日程に明示した船舶、鉄道等利用交通機関の運賃
- ・旅行日程に含まれる送迎バス等の料金
- ・旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- ・旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(2人部屋に2人ずつの宿泊を標準とします)
- ・旅行日程に明示した食事の料金・税・サービス料
- ・運送機関の課す付加運賃・料金

※上記費用は一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

[3]旅行代金に含まれないもの

- ・飲物代、クリーニング代、電報電話料、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サー

ビス料

- ・お一人部屋を使用される場合の追加料金
- ・希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- ・集合場所までの旅費
- ・傷害、疾病に関する治療費

[4]追加代金について

追加代金とは、<1>1 人部屋利用追加代金<2>ホテル又は客室のグレードアップのための追加料金等をいいます。

[5]お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、「旅行代金として記載した金額」と「追加代金として記載した金額」の合計から、「割引代金として記載した金額」を差し引きした金額をいいます。この合計金額が、申込金・取消料・違約料・変更補償金の額を計算する際の基準となります。

[6]旅行契約内容・代金の変更

<1>当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお知らせします。

<2>運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときには、旅行代金の額を変更することがあります。

[7].取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。(追加手配に関しても以下の取消料の規定に準じます)

【国内旅行】

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日前(日帰り旅行は 10 日前)～8 日前まで：お支払い対象旅行代金の 20%

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前～2 日前まで：お支払い対象旅行代金の 30%

旅行開始日の前日の場合：お支払い対象旅行代金の 40%

旅行開始当日の場合：お支払い対象旅行代金の 50%

旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合：お支払い対象旅行代金の 100%

<1>当社の責任とならないローンやクレジットカード、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

<2>お客様のご都合で旅行開始日やコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込頂くこととなり、この場合も表記取消料をいただきます。

[8]取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合の取消料はいただきません。

<1>旅行契約内容に [14]の表に掲げる重要な変更が行われたとき。

<2>旅行代金が増額された場合。

<3>天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

<4>当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

<5>当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

[9]当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除することがあります。(一部例示)

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・申込条件の不適合。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
- ・契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を当社に求められたとき。
- ・旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、7日目(日帰りツアーは3日目)にあたる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。
- ・スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ・天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

[10]確定日程表について

確定した航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定日程表は、旅行開始日の前日から起算して7日前までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込みがあった場合は旅行開始日直前に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

[11]当社の責任

当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お荷物に係る賠償限度額は1人15万円)

ただし、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

[12]特別補償

当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行では2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品

にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

[13]お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

[14]旅程保証

当社は次の表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、次の場合を除きます。

<1>天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。

<2>旅行契約の解除された部分に係る変更。

<3>当社が支払う変更補償金の額は、旅行者1名の1企画旅行につき、旅行代金の15%を限度とします。支払うべき変更補償金が1,000円未満である時はお支払いしません。

<4>当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
【1】旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級、及び、設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
【4】運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】本邦内の旅行開始地又は旅行終了地の変更	1.0%	2.0%
【7】宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
【8】宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
【9】上記のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※【3】又は【4】の変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

※【4】の運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

※【7】については、当社が等級を定めている場合であって、等級がより高いものへの変更の場合は適用しません。

※【4】、【7】、【8】の変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊

につき一件として取扱います。

※【9】の変更については【1】～【8】までの率を適用せず、【9】によります。

[15]通信契約

当社は、提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に、旅行のお申し込みを承る場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

<1>通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨、郵便で通知を発送した時に成立し、電話、電子メール、ファクシミリ等で電子承諾通知を行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

<2>通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。前者のうち申込金を含む旅行代金支払いのためのカード利用日は契約成立日とします。後者は当社がお客様に払い戻すべき額を通知した日とし、契約解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）に旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。

<3>与信等の理由により会員のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、[8]の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

[16]個人情報の取扱い

当社は、ご提供頂いた個人情報（氏名、性別、住所、電話番号、国籍、年齢、生年月日、健康状態等）について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のために、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し必要な範囲内で提供させていただきます。また、保険手続きのために保険会社等の機関に対して、必要な範囲内で提供させていただきます。

※この他、当社では <1>当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内<2>旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内<3>アンケートのお願い <4>統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

※当社は、旅行・イベント実施中に撮影した写真や動画（ご参加者が写り込んでいるものを含まず）を、記録として、また当社刊行物やホームページ等で利用させていただくことがあります。

[17]その他

- ・当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- ・運輸機関の遅延、不通、天災地変等当社の関与できない事由が生じた時、観光内容の変更・削除等が生じることがありますが、当初の旅行内容のサービスが提供できるよう最善の努力をいたします。その他、現地事情により旅行中の観光順、宿泊順の変更が生じる場合がありますので予めお含みおき下さい。
- ・当社はお客様が時間外に現地ガイドなどに案内等を依頼した場合の実費、お客様の疾病、怪我などの発生に伴う諸経費（交通費、通信費など）、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用および別行動の手配のために要した実費を申し受けます。

[18]募集型企画旅行契約約款について

この条件内容に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

旅行企画実施：株式会社エリスタ

東京都新宿区新宿 5-15-14 INBOUND LEAGUE

東京都知事登録一般旅行業第 2-7382 号

旅行業務取扱管理者：中澤 龍